

脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）
の推進を求める意見書

現在、気候変動防止に向けた社会の脱炭素化（カーボンニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャーポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにする上で、最も重要な課題の一つとなっている。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷の低減の両立を目指して、大量生産から大量廃棄を生むリニアエコノミー（線形経済）から、廃棄される製品や原材料などを資源と捉え、循環させる新しい経済システムであるサーキュラーエコノミー（循環経済）への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の材料の生成や加工、製品の製造から廃棄における、自然の破壊やエネルギー消費を抑制するサーキュラーエコノミー（循環経済）へとライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙・衣類など国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す動脈産業と、廃棄物の回収や再利用などを担う静脈産業の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、政府においては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置づけ、脱炭素と自然再興に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の実現に向け、次のとおり特段の取組を講ずるよう強く要望する。

- 1 資源循環を促進するための制度や施設の整備を促進すること。
貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電や情報通信機器、再生可能エネルギー等の大量導入により、将来は大量廃棄が予想される太陽光パネルや蓄電池の部材等に対して、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。
- 2 動・静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及を促進すること。
製品の設計や製造の段階から廃棄や再生までのライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動・静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。
- 3 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設を図ること。
- 4 製品の長期利用等に資するビジネスやサービスの普及拡大を図ること。
- 5 地域や施設における資源循環の導入促進を図ること。
- 6 より多くの古紙が回収・利用される環境の整備を促進すること。
- 7 衣類の資源循環システムの構築を図ること。
- 8 建設廃棄物のリサイクルの高度化を図ること。
- 9 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月22日

国土交通大臣	齊藤鉄夫	様
経済産業大臣	西村康稔	様
環境大臣	伊藤信太郎	様

いわき市議会議長 大峯英之